

電気工事士免状の再交付申請手続について

令和6年4月1日より、免状交付事務を山口県電気工事工業組合に委託しましたので提出先にご注意ください。

第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状（以下「電気工事士免状」という。）を汚したり、損じたり、又は、失ったりした場合には、電気工事士免状の再交付を受けることが必要となります。

再交付と同時に氏名変更を希望される場合は、事前にお問い合わせください。（旧姓使用・婚姻等に伴う現姓への変更など）

1 必要な書類

（１）様式第４２号 電気工事士免状再交付申請書

申請書上部にある納付済証貼付欄に納付済証を貼付してください。

（２）写真１枚

申請書提出前６月以内に撮影した縦４cm、横３cmの大きさに上半身無帽のもの。

裏面に氏名を記入のこと。

（３）電気工事士免状

免状の汚損、破損等で再交付申請する場合。

2 手数料 ２，７００円

3 手数料納付方法（令和８年１０月以降）

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるＱＲコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたＱＲコードを提示し、手数料をお支払いください。

- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書の納付済証貼付欄に貼付してください。

（注１）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

（注２）令和８年９月末までに購入された山口県収入証紙は、令和９年３月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

4 受付期間 随時

5 提出先・問い合わせ先 （書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-0074

山口県山口市中央２丁目４－５ 山口中企ビル３階

山口県電気工事工業組合

TEL：083-921-0885

6 その他

免状を失って、その再交付を受けた者は、失った免状を発見したときは、遅滞なく免状の交付を受けた都道府県知事に返納してください。